条 例 見 直 し 調 書 作成年度 | 今和2年度 | 次回見直し予定 | 令和7年度

			作成年度	令和	2年度	次回.	見直し予	定	令和	7年度
条	例 名	神奈川県食の安全・	安心の確保	推進条	:例					
条	例 番 号	平成 21 年神奈川県条例第 58 号 法 規 集 第 8 編第 5 章								
所	管 室 課	健康医療局生活衛生部生活衛生課								
条	条 例 の 概 要 食の安全・安心の確保の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推									図り、
		もって県民の健康を保護し、並びに県民の食品及び食品関連事業者に対する信								
	頼の向上に寄与するために必要な事項を定めている。									
検	視 点		検 討	内	容				備	考
	必要性	本条例は、食の多	安全・安心の	確保の	推進に関	貫する)	施策を総			
	現在でも必要な条例か。	合的かつ計画的に推	推進すること	で県民	の健康を	と保護	するとと			
		もに、県民の食品及	ひ食品関連	事業者	に対する	る信頼の	の向上に			
		寄与していることか	いら、必要な	条例で	ある。					
	有効性	本条例は、食品等	等の自主回収	の報告	及び食品	品等輸.	入事務所	Rā	元年度	実績
	現行の内容で課題が解決できるか。	等の届出のしくみる	定定めており	、また	、本条例	別に基	づき、食	· E	自主回収	Z着手報
		品関連事業者に対し	て食品等の	生産及	び製造な	いら販	売までの	쉳	告受理	97件
		流通の各段階で、過	適正な管理に	関する	助言や打	指導を	行ってい	-1	食品等輔	入事務
		ることから、本条例	削は有効であ	る。				Ē.	沂施設 数	女 549件
	効率性	本条例に基づくが	施策の中期的	な目標	及び施領	食の方	向を定め			
	現行の内容 に で効率的と	る指針を策定し、総	総合的かつ計	画的な	推進を図	図るな	ど、効率			
	いえるか。 丿	的に運用できている	5.							
	基本方針適	本条例に基づくが	ブランド ・	デザイ	ン」主要					
	合性	施策の政策分野Ⅱ「	安全・安心」	ωιз	生活の	安心σ	確保(1)			
	県政の基本的な方針に適合しているか。	食の安全・安心の確保」に寄与するものであり、県政の基本								
討		方針に適合している	5 .							
占り	適法性	平成30年度に食品衛生法及び食品表示法が改正され、食品								
	憲法、法令に抵触しな	リコール情報の報告制度が創設されたことから、重複する規								
	いか。	定について見直す必要がある。また、改正食品衛生法で創設								
		された営業届出制度の対象外となった食品等輸入事務所等の								
		届出制度について見	見直す必要が	ある。						
	その他									
見	1 改正・廃止	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			理由等					
直	2 改正・廃止	の必要はない。運用の	改善等を検討っ	する。	食品衛生法及び食品表示法の改正を					
L	3 改正を検討	必要はない。	必要はない。 け、重複する規定を見直					など、	条例の	
結	4 改正及び運用の改善等を検討する。 改正を検					倹討する必要がある 。				
果	果 5 廃止を検討する。									